

28 施行規則別表第1の19の項に掲げる事業（以下「その他の土地造成事業」という。）

環境要素の区分 影響要因の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	歴史的・文化的な環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		大気環境				水環境		土壌に係る環境 その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
		大気質		騒音	振動	水質		地形及び地質	その他							
		窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	水の汚れ	水の濁り	重要な地形及び地質	光害	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財
工事の実施	雨水の排水						○									
	造成工事														○	○
	建設機械の稼働		○	○	○											
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		○	○	○											
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）							○	○	○	○	○	○			○
	構造物の存在								○			○	○			
	宅地等における人の活動					○										
	自動車の走行	○		○	○											

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するその他の土地造成事業の内容を踏まえて区分したものである。
  - 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
  - 雨水等の排水を行うこと。
  - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
  - 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、商業・業務施設、教育・研究施設並びに太陽光発電所等の立地の用に供されること。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「光害」とは、漏れ光、障害光、反射光等による良好な光環境の阻害又はそれによる人間の諸活動や動植物への悪影響をいう。
- この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。